

関係研究機関科学研究費補助金担当責任者 殿

文部科学省研究振興局
学術研究助成課

大規模地震災害の発生に伴う平成22年度科学研究費補助金
の繰越申請手続きの取扱いについて

文科省では、財務省と協議の結果、このたびの大規模地震災害の発生に伴い、追加の繰越申請を受け付けることといたしました。繰越申請手続きについては、以下のとおりとしますので、教職員等関係者への十分な周知を行うとともに、各研究機関においては、該当がある場合は、下記により取りまとめの上、期限までに申請書類を提出してください。

なお、下記に記す事柄以外の繰越申請手続きに関する基本的な事務の流れについては、変更がないことに留意願います。

記

1 申請期限・提出方法について

(1) 申請期限

平成23年3月24日（木）まで（メールの送信期限：15:00まで）

※事前相談は必要ありません。

(2) 提出方法

下記2「繰越事由について」にも留意の上、研究者から様式C-26の提出があった場合は、研究機関において繰越要件に合致しているかの確認を行い、【様式B-2】、【様式B-2別紙1】、及び【様式C-26】を取りまとめて、以下のメールアドレスあて送信し、併せて速達にて郵送してください。

※ 様式B-2別紙2は研究機関で保管する書類です。

（学術研究助成課への提出は不要です。）

(3) 留意事項

- ・ 今回の地震以外の理由による繰越しは認めません。
- ・ 既に繰越申請を行った研究課題については、今回の地震を原因とした繰越しを重ねて行うことはできません。
- ・ 間接経費のみを繰越すことはできませんので、ご留意願います。

送付先

e-mail アドレス：gakjosei@mext.go.jp

郵送先：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

文部科学省研究振興局学術研究助成課研究推進係

2 繰越事由について

今回の大規模地震災害の発生に伴う、以下の事由のみが対象となるものであり、地震発生以前の事情や本件災害の処理のための経費（※）は対象となりません。

【対象となる事由】

③エ 気象の関係（地震） ※ 事由欄への記入は不要です。

事例としては、以下のものが該当します。

- ・ 地震の発生により、現地の施設の使用が困難な場合
- ・ 地震の発生により、現地での共同実験・調査等実施が困難となった場合
- ・ 地震の発生により、研究協力者の招聘又は派遣が困難となり、調査日程等の再調整の必要が生じた場合
- ・ 地震の発生により、予定していた研究機関の協力を得ることが困難となり、再度、日程調整を行う必要が生じた場合
- ・ 地震の発生により、業者からの資材の納品遅延により、装置開発に遅延が生じた場合
- ・ 地震の発生により、学会、シンポジウム等の開催が延期され、研究成果の取りまとめに遅延が生じた場合
- ・ 地震の発生により、実験に使用するマウス等実験動物が使用できなくなり、計画に遅延が生じた場合
- ・ 地震の発生により、実験等に使用する資材・試料・資料の入手が困難となり、計画に遅延が生じた場合 など

【留意事項】

※ 補助事業遂行中に発生した事故・災害等の処理のための経費としては使用できませんのでご注意ください。（研究者使用ルール2-8②）

なお、以下のような場合にも、繰越申請の対象とはなりませんので、特にご留意ください。

- ・ 繰越そうとする事業の実施又は対象としている物品の納品等がなくとも、本年度の補助事業が完了できる場合
- ・ 代替的な手段により目的を達成することが可能な場合
- ・ 中止、延期、遅延した事案について、再調整した計画が明確に定まっておらず、翌年度内に完了する見込みが立っていない場合。

<添付資料>

(別添1) 様式C-26 (Wordファイル)

(別添2) 様式C-26 (記入例・注意事項) (PDFファイル)

【本件お問い合わせ先】

文部科学省研究振興局

学術研究助成課企画室 研究推進係

電話：03-5253-4111(代表) (内線4183, 4315)

FAX：03-6734-4093

E-mail：gakjosei@mext.go.jp